

提案型ネーミングライツパートナー募集要項

提案型ネーミングライツとは・・・

法人等の皆様のニーズを踏まえたネーミングライツ導入を推進するため、本市が導入を検討している施設をお知らせし、その中から、パートナーになりたい施設について、皆様のご意向を事前相談として受付け、募集型に切り替えるか、本申込に移行するか、あるいは申出を見送るか検討する制度です。

1 提案型で募集する対象施設

次に掲げる施設について、提案型によるネーミングライツパートナーの募集を行います。

※ 別紙1参照

2 ネーミングライツパートナーのメリット

(1) 愛称の普及

愛称を本市の印刷物、ホームページ等で周知し、広く愛称の普及、定着に努めます。

(2) 看板等の設置

施設内に愛称の看板を設置することができます。

※ 看板の設置場所等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

3 愛称の条件

ネーミングライツの愛称は、次の条件を付し、又は満たすものとします。

(1) 愛称は公共の施設等にふさわしいものとして、親しみやすさ、呼びやすさ等の点から市民の理解が得られるものとします。

(2) 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。

(3) 使用することができない愛称

以下の名称は使用することができません。

- ① 人権侵害、名誉毀損又は各種差別的な表現をしているもの
- ② 法律で禁止されている商品、無認可商品、粗悪品等の不適切な商品又はサービスを提供するもの
- ③ 他をひぼう、中傷又は排斥するもの及び他と比較して優良であると表現しているもの
- ④ 氏名、商標、著作物等が無断で使用したもの
- ⑤ 非科学的なもの、迷信に類するもの及び人を惑わせたり、不安を与えたりするおそれがあるもの
- ⑥ 世論が大きく分かれているもの
- ⑦ 本市があたかも推奨していると思われる表現をしているもの
- ⑧ 本市の業務に不利益を及ぼすおそれのあるもの

⑨ その他不適切であると認められるもの

(4) 利用者の混乱を避けるため、契約期間内において、愛称の変更はしないものとします。

※ 施設の特性により、特定の地名等を含めるなど、各施設の募集要項に条件を定めることがあります。

4 申込資格

申込できる法人等は、本市のネーミングライツパートナーとしてふさわしい資力と信用を備えた法人その他の団体とします。

ただし、以下のいずれかに該当する法人等は申込できないこととします。

(1) 政治活動及び宗教活動を行う団体その他これに類するもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）により規制を受ける業種その他これに類するもの

(3) ギャンブルに係るもの

(4) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に係るもの

(5) 投資業又は商品先物取引業に係るもの

(6) 法律に定めがない医療類似行為を行うもの

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生・再生手続開始の申し立てがあるもの

(8) 本市から指名停止を受けているもの

(9) 市税および使用料などの本市に対する債務を滞納しているもの

(10) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しているもの

(11) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けているもの

(12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当するもの

(13) 社会問題を起こしている業種又は業者

(14) その他市長が適当でないと認めるもの

※ 施設の性格等に応じて、規制する業種等を追加することもあります。

事前相談

提案型の対象施設のネーミングライツパートナーを希望される場合は、まず、事前相談書（様式3）を次の1～6に基づき記入し、管財課へ提出してください。

1 施設名

ネーミングライツパートナーを希望される施設名を記載してください。

2 金額

想定しているネーミングライツ料予定額（消費税額及び地方消費税額を含む。）を年額で記載してください。

3 契約期間

3年以上の期間で記載してください。

4 対象施設の選定理由、応募の趣旨等

ネーミングライツの応募を検討するにあたり、対象施設を選んだ理由や応募の趣旨等を記載してください。

5 事前相談書の受付期間

(1) 受付期間

随時（ただし、事前相談があった施設については、その翌日から30日間の受付期間を設定。その際は、本市ホームページでお知らせします。）

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ただし、持参の場合には、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

※ 事前相談書の様式は、本市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

※ 提出部数は1部です。持参又は郵送してください。（FAX・メールによる受付は致しません。）申込に係る費用は、申込者の負担とします。

なお、提出された書類等は、返却しません。

6 事前相談の受付場所

鹿児島市企画財政局財政部管財課（本館3階）

電話 099-216-1158

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

E-mail : kan-zaisan@city.kagoshima.lg.jp

重要！！

※ 事前相談は、その内容等を基に、募集型に切り替えるか、本申込に移行するか、あるいは申出を見送るか判断するものです。

事前相談の内容によっては、そのまま本申込に移行されない場合もありますので、ご了承ください。

また、事前相談の審査の結果、本申込に移行した場合、ネーミングライツパートナーとしての優先交渉権の選定は、本申込の内容で審査いたします。

7 事前相談の結果通知

事前相談の結果（募集型に切替え、本申込に移行等）は、文書でお知らせします。

本申込

事前相談によって本申込を受け付ける旨の文書による通知を受領しましたら、本申込を施設所管課へ提出してください。

1 本申込に必要な書類

- (1) ネーミングライツ申込書（様式1）
- (2) 事業者概要調書（様式2）
- (3) 添付書類（原則A4版）
 - ① 新設又は変更したい看板の設置位置、図面、デザイン（様式なし）
 - ② 当該法人の定款（法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類）
 - ③ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
 - ④ 法人等の申込日前において作成した直近の決算書類
 - ⑤ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど法人等の概要が分かるもの
 - ⑥ 鹿児島市税の滞納がないことの証明書

※ 申込書類は、申込日現在で作成してください。②、③及び⑥については、申込日前3か月内に発行されたものを提出してください。

2 申込書の受付期間

(1) 受付期間

事前相談の結果通知送付後、30日後まで受付可。

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

ただし、持参の場合には、土曜日、日曜日及び休日を除きます。

※ 申込書の様式は、本市のホームページからダウンロードできます。

<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>

※ 提出部数は1部です。持参又は郵送（受付期間必着のこと。）してください。（FAX・メールによる受付は致しません。）申込に係る費用は、申込者の負担とします。

なお、提出された書類等は、返却しません。

3 申込書の受付場所

提案型で募集する対象施設のページをご確認ください。

4 審査基準等

(1) 選定基準

- ① 愛称
- ② 提案額

- ③ 契約期間
- ④ 施設の魅力向上に関する提案（役務等の提供に関する提案）
- ⑤ 法人等の経営状況
- ⑥ 地域や社会への貢献度
- ⑦ その他審査に必要な事項

※ 施設ごとに独自の項目を設けることができるものとします。

(2) 選定方法

提出書類を基に、ネーミングライツ導入委員会の審査を経て優先交渉権者を選定します。

なお、著しく点数の低い審査項目がある場合など、市が適当でないと認められる場合には、優先交渉権者を選定しないことがあります。

5 選定結果及び理由の通知

申込者に、選定結果を文書にて通知します。

6 ネーミングライツ契約の締結

優先交渉権者と契約の内容について協議し、協議が整った場合には、本市はネーミングライツパートナーとして、契約を締結します。

※ ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツにより本市が得た対価は、基本的に特定財源として、その施設の管理・運営に役立てます。

※ ネーミングライツ料の支払い

ネーミングライツ料は、毎年度当初に、本市が発行する納付書により4月末日までに一括してお支払いただくことを基本とします。

7 費用負担

本市と、ネーミングライツパートナーの費用負担は、次表のとおりとします。

なお、ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料の他に別途負担する必要があります。

区分	費用負担	
	市	ネーミングライツパートナー
敷地内外の看板等の表示変更 ※1		○
契約期間終了後の原状回復		○
パンフレット、封筒等の印刷物や本市ホームページの表示変更 ※2	○	

※1 敷地外や新規の看板設置等は、本市や関係機関と協議の上、可能な表示について行います。

※2 印刷物については、残部数や改訂時期等を踏まえ、ネーミングライツパートナーと協議の上、変更時期を決定するものとします。

8 契約の解除

信用失墜行為等に伴い、当該施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合その他の事情等により、当該施設の愛称の維持が困難な場合には、本市は契約満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合に、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担となります。

9 契約の更新

本市は契約期間満了までに、当該施設に係るネーミングライツの継続実施を判断します。

なお、愛称の変更による市民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツパートナーは、次回期間の契約について、優先的に交渉できることとします。

10 リスク分担

ネーミングライツパートナーが設置・変更した看板等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うものとします。

その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本市とネーミングライツパートナーが協議し決定するものとします。

11 秘密の保持

法人等からの応募及び内容については、ネーミングライツ導入に関する目的以外には使用しません。